

平成 19 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

平成 18 年 4 月より当施設は指定管理者制度が導入され、指定管理者となった。(平成 15 年 9 月の地方自治法改正による)

従来の委託料から指定管理料となり、より一層の経費削減(効率化)、施設利用者へのサービス向上が求められることとなった。

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法がスタートし、三障害一元化(精神・身体・知的)により生活支援センターも相談事業と地域活動活動センターの役割を担うこととなった。これらは地域生活支援事業に属し、従来の職務内容と比べ、極端な変化は無い。

新しい動きとしては、平成 18 年 6 月より実施している障害区分審査会への継続参加、平成 19 年度に実施される退院促進事業への取り組みがあげられる。

港南区内には県立芹香病院、県立せりがや病院、日野病院の 3 つの病院がある。病院によっては長期入院患者に対する SST(社会生活技能訓練)を実施しているところもある。

当施設でも北里大学東病院の医師の協力に基づき、引き続き SST を実施してゆきたい。

以上を前提とした上で、事項別事業計画書を策定した。

1. 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開方針計画

当法人は、4 年 4 ヶ月の港南区生活支援センター運営の実績から、精神保健福祉関連団体・家族会・ボランティア団体・他分野における福祉関連団体などの協力関係を築き、地域における福祉課題の検討、行事による交流事業等を行ってきた。また、課題解決の一環として、横浜市こころの健康相談センターが実施している「再発を防ぐために～」の連続 3 回にわたる講座にも出席し、単に利用者を受け入れることに留まらず「再発予防について」も考慮した助言を実施している。

生活支援センターが既に備えている精神保健福祉ニーズへの相談・支援機能を広く地域住民へ提供する形で支援センターの新たな可能性を開いていく方針である。

これは、生活支援センターに求められていた機能の一つであり、指定管理者制度の目的である「住民サービス向上」に寄与するものである。

生活支援センターが地域住民の福祉の向上に資する機会を通し、地域の中で必要不可欠な施設として存在し続けることが、広く精神障害者にとって有益であることと考える。

今後においても、従来の事業を継続・発展させ、他方では地域情報交流事業などへの参加を通じ、日頃福祉施設を利用する機会の少ない地域住民との交流を図りつつ、引き続き港南ネット(*注)事務局としての責務を全うしてゆきたい。

指定管理者制度の柱の一つである、経費節減については、施設利用者の生活に深く関わる福祉施設の運営にあっては、とりわけ慎重に取り組むべき課題であろう。従来の運営においても無駄な経費を使わない努力をしてきたが、経費の節減が利用者へのサービス低下につながってはならないと考えている。

(*注 1) 港南区福祉保健ネットワーク会議

区内の医療機関、作業所、区福祉保健センター、家族会で構成されている。2 ヶ月に 1 回の頻度で開催。その都度毎に提案された議題ならびに年間計画に基づく議題について検討を加えている。

同会議主催の港南ネットまつりは作業所の模擬店、関係機関の絵画 / 文芸作品 の展示等を実施。
(実績：平成 17 年度利用 97 名、地域住民 100 名以上参加。平成 16 年度 利用者 90 名、地域住民 100 名以上参加。)

2.職員配置・研修計画

職員の殆どが平成 14 年 4 月の当支援センター開所以来入れ替わっていないことは、利用者に対して大きな安心感を与えている。

また、職員の殆どが精神保健福祉士資格を有していることも当法人の職員体制の特徴である。この体制を今後も維持することは、指定管理者制度が掲げている住民サービスの向上のためにはどうしても欠かせない条件であり、適切な人材配置にかかる経費の必要性を地域住民に理解してもらう努力も必要であろう。

そして、4 年 4 ヶ月の施設運営をとおして築いてきた利用者・関係機関・地域住民との関係を継続・発展してゆくことが何よりも安心感への提供へとつながることを自覚しつつ、期待を裏切らない運営をすることが現運営法人に課せられていると考える。そのためにも、利用者・関係機関・地域の声を大切にし、地道な活動をひとつひとつ行なうことを心がけていきたい。

冒頭に述べたように、平成 19 年度は社会的入院患者の退院促進事業を行う可能性が有る。自立支援員 2 名が配置された場合、医療機関・区福祉保健センター・福祉施設と連携し、退院促進を行うと共に、対象者に退院可能者も含め SST を毎月開催し、参加促進を図りつつ退院への道を切り開いていきたい。

また、平成 18 年度より実施されている障害区分審査会へも引き続き参加していきたい。

職員配置・研修計画

1) 職員の配置・資格・経験等

* 港南区生活支援センターは以下8名の職員を配置している

所長 A (常勤嘱託)	社会福祉主事 生活保護ソーシャルワーカーの知識、経験有
職員 B (常勤)	精神保健福祉士 / 社会福祉士 児童養護施設で指導員業務 18年 / 生活支援センターで生活支援業務 4年4ヶ月
職員 C (常勤)	精神保健福祉士 生活支援センターで生活支援業務 4年4ヶ月
職員 D (常勤)	精神保健福祉士 / 社会福祉主事 生活支援センターで生活支援業務 4年4ヶ月
職員 E (非常勤)	精神保健福祉士 生活支援センターで生活支援業務 1年4ヶ月 / 福祉保健センターサービス課で 医療ソーシャルワーカー 1年 / 民間精神病院で精神科ソーシャルワーカー 1年
*E 職員は、F 職員 (非常勤、精神保健福祉士 / 社会福祉士、生活支援センターで生活支援業務 4年4ヶ月従事) の 産休代替職員	
職員 F (非常勤)	精神保健福祉士 / 社会福祉士 生活支援センターで生活支援業務 4年4ヶ月
職員 G (非常勤)	精神保健福祉士 生活支援センターで生活支援業務 4年4ヶ月
職員 H (非常勤)	社会福祉主事 生活支援センターで生活支援業務 2年4ヶ月
職員 I (アルバイト)	生活支援センターで生活支援業務 4ヶ月 / 民間精神病院で精神科看護助手 1年、 作業療法助手 1年

2) 業務分担

所長 A	施設運営事務全般、職員勤務表、防災管理、運営連絡会、財団理事会/評議員会 等
職員 B	金銭出納管理、備品/消耗品/リサイクル品管理、統計、防災管理、地域ネットワーク 食事/入浴/洗濯サービス担当、障害程度区分審査会、運営連絡会
職員 C	実習生担当、統計、インターネットサービス、地域ネットワーク、 夕食サービスアルバイト勤務表、ボランティア調整、衛生管理、
職員 D	統計、備品/消耗品/リサイクル品管理、就労関連事業、地域ネットワーク、 インターネットサービス、運営連絡会、余暇支援
職員 E	衛生管理、夕食サービスアルバイト調整
職員 F	夕食サービスアルバイト調整、余暇支援
職員 G	就労関連事業、衛生業務、入浴洗濯サービス、ボランティア調整、インターネットサービス
職員 H	衛生業務、備品/消耗品管理
職員 I	余暇支援

* 上記以外の外部会議/委員会 等の出席は常勤、非常勤職員間で分担している

3) 職員研修計画

- ・ 横浜市生活支援センター研修
 - ・ 全国精神障害者社会復帰施設協会の研修
 - ・ 横浜市精神障害者地域生活支援連合会の研修 他
- * 研修は、必要に応じ積極的に参加していく

3. サービス提供計画

有料サービスとしては、食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービスが挙げられる。その他、緑茶・紅茶・砂糖の原価販売を行っている。

特に食事サービスについては、平成 17 年度実績で港南区生活支援センター4,432 人(1 日平均 12.56 人) 神奈川区生活支援センター8,244 人、保土ヶ谷区生活支援センター9,859 人であり、当センターのサービス利用実績は神奈川区、保土ヶ谷区と比較すると約半数である。

原因としては、栄区生活支援センター同様 30 代、40 代の登録者が 65%を占めていること、親と同居している利用者が多いことが挙げられる。これらの地域特性が夕食サービス利用実績に反映されていると推定される。

平成 18 年 7 月に施設利用者に対してアンケートをとった結果、300 円なら夕食サービスを利用してみたいとの結果が得られた。そこで、7 月 7 日(金)と 7 月 25 日(火)の 2 回に亘り、夕食サービスを 300 円で実施した。結果、7 日(金)は 26 人、25 日(火)は 21 人が夕食サービスを利用した。平成 18 年 8 月から月 3 回 300 円の夕食の日を設けた。勿論、夕食サービス予算の範囲以内でサービス提供を行っている。これに留まらず、今後とも利用者の声に真摯に耳を傾けつつ、職員間で知恵を出し合い、一層の創意工夫に取り組んでゆきたい。

4 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

長い間、医療・入院中心で処遇が行われ、現在でも病棟には社会的入院患者が多数存在し、地域では就労支援体制が整っていない状況下で、多くは障害年金や生活保護を受給し、生活している。少しずつではあるが、精神障害者が地域で普通に生活していくための法制度やサービスも整備され始め、地域生活における社会資源の一つとして生活支援センターも位置づけられるなど、支援を受ける方向性が示されるようになってきた。生活支援センターは、精神障害者が地域で安心して本人の望む生活を送ることが出来るよう、地域住民・関係機関と協力しながらその支援をする役割と機能を持っている。

生活支援センターは、生活のしずらさを感じやすい「統合失調症」の方への支援はもとより、精神疾患に起因しない「ひきこもり」など障害認定を受けにくい方への支援へと業務の幅も広がりを見せている。そしてセンター利用を望む人は誰でも利用出来るという原則に則り、既存の社会資源を利用しなかった層へのサービス提供も行っており、地域の社会資源の補完的役割も担っている。

また、生活支援センターは、精神障害者の知識・技術・ネットワークなどを精神障害者以外の地域住民も活用出来る機能を持つ施設であるだけでなく、社会的偏見に起因するストレスや「身近なこころの問題」とである軽症うつ・依存症・不登校等、社会問題を抱えているケースの相談窓口としての役割も地域において果たすことが出来るだろう。

以上の役割を果たすために、地域関係機関との役割分担や新しいサービス創出のための協働、精神保健福祉的課題をもつ地域住民への相談窓口、精神障害者と地域社会の交流、地域で提供されていないサービスの補完等、機能の充実を図る必要がある。そして「精神障害者が地域住民と交流する」のではなく、「日常的に交流している地域住民の中には精神障害者がいる」という認識が当たり前のこととして根付くよう、地域社会づくりの拠点としての役割を担っていきたい。

具体的事業計画

1 相談支援事業

- 生活相談事業 — 面接・電話・訪問対応。
特に電話相談については、速やかに電話対応することは勿論、電話相談をむやみに延長しないような配慮が必要。電話相談の技術を磨く。
生活全般にわたる各種相談・専門的な相談支援等を必要とする困難ケース等への対応。
ケース検討会は、その都度必要のあるときに実施する。ケアマネジメントの実施を目指す。
- 社会生活支援事業 — 社会資源の活用における助言、指導等社会生活力の向上援助。
金銭管理・健康管理が充分できないものに対する支援。関係機関との連携を図り、利用者へのよりよい支援を図る。
- 居住支援事業 — 退院促進事業が委託された場合。不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約手続支援。保証人に関する支援。グループホーム入居支援。
- その他の事業 — 地域生活支援会議 年 6 回実施。港南区福祉保健ネットワーク会議 年 6 回実施。

2 地域活動支援センター

- プログラム活動事業
創作的活動 及び 生産活動の提供、支援等。当事者向け各種生活関連講座等の実施。
ボランティア交流活動の提供、促進。
SST（社会生活技能訓練）毎月実施。
就労講座（就労のための講座）年 6 回。
就労ミーティング（就労体験等）毎月実施。
気功教室（ボランティアの場所の提供）毎月実施。
パソコン教室（ボランティアの場所の提供）毎月実施。
利用者ミーティング 毎月実施。
- ライフサポート事業 — 各種支援の提供
（食事・入浴・洗濯・インターネット・生活訪問・同行）
社会生活体験活動の実施。 — バスハイク。
当面、訪問は当事者の主治医より病状聴取の必要あるケース（本人同意必要）及び、ヘルパー訪問の必要性のあるケース並びにヘルパー派遣ケースで訪問の必要あるケースに限定し、訪問実施。その他、緊急性のある訪問。
- こころのサポート事業
電話によるサポートの実施。仲間作りの場の提供。
- その他の事業
普及啓発及び情報提供
「港南区生活支援センターだより」の発行。
「障害者団体連絡会」への加入。 — 運動会・ボーリング大会実施。
地域住民との交流 — 港南ネットまつり。
- イベント関係
新年会・納涼会・クリスマス会

平成19年度

港南区生活支援センター指定管理料予算

自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
人 件 費	(40,760,000)	
施設管理費	(5,649,000)	
光熱水費	2,849,000	
庁舎管理	2,800,000	
事業運営費	(3,148,000)	
旅費交通費	140,000	
講師謝金	180,000	
消耗品費	1,250,000	事務用消耗品、新聞・機関誌等購読料他
印刷製本費	200,000	
通信費	200,000	切手代、振込手数料他
電話料金	180,000	
賃借料	330,000	コピーリース料他
備品等購入費	200,000	
会議費	10,000	
研修費	100,000	
設備修理費	120,000	
諸会費	50,000	
施設賠償保険	188,000	全精社協総合補償制度
入浴サービス等実費徴収額		
光熱水費充当分	(△ 160,000)	
合 計	49,397,000	

財団法人神奈川県児童医療福祉財団